

会 議 録			
第 2 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 3 0 年 8 月 3 日（金）午後 1 時 3 0 分	
開 催 場 所		和光市役所 3 階 全員協議会室	
開催時刻	午後 1 時 3 0 分	閉会時刻	午後 2 時 3 0 分
出席委員		事務局	
菅野 隆		長寿あんしん課長 斎藤 幸子	
金子 正義		健康保険医療課長補佐 渡部 剛	
津川 知子		長寿あんしん課介護福祉担当	
平井 耕司		統括主査 堀江 和美	
新井 元		主 事 小林 翔	
雲崎 恵美子		主 事 松田 まどか	
宇部 章子			
大西 康之			
宮永 美都			
柳澤 敏夫			
木暮 晃治			
松根 洋右			
森田 圭子			
深野 正美			
欠 席 委 員			
栗原 才子			
備	傍聴者 3 名		
考			
会議録作成者氏名		松田 まどか	

会 議 内 容

斎藤課長

ただいまから、平成 30 年度第 2 回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また、暑い中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

《事前》配布資料

- ①会議資料 No.1 平成 29 年度和光市介護保険主要な施策の成果
- ②会議資料 No.2 平成 29 年度介護保険事業の状況
- ③会議資料 No.3 介護保険事業状況報告（平成 29 年度）
- ④会議資料 No.4 平成 30 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- ⑤会議資料 No.4-1 平成 30 年度介護保険特別会計 9 月補正予算要旨

《当日》配布資料

- ①会議次第
- ②平成 30 年度第 2 回和光市介護保険運営協議会審議資料 No.1【追加資料】

資料に不足がある方は挙手をお願いします。（なし）

当初、星野保健福祉部長が出席を予定しておりましたが、所用のため欠席いたしますことをご了承くださいますようお願いいたします。

さて、本日は、諮問事項 2 件ございますが、皆様の慎重なご審議をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、私が代理で行います。

（「諮問書」）を読み上げ会長に渡す。

	それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。
菅野会長	ただいまから、平成 30 年度第 2 回和光市介護保険運営協議会を開会します。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
斎藤課長	本日の出席委員は、委員 15 名中 14 名です。
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第 20 条第 2 号に規定されている会議の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。なお、本日の会議は市民参加条例に基づき公開とし、傍聴席を設けております。 また、傍聴の方に申し上げます。配布した資料は、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承ください。 続いて、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順ではございますが、松根委員、森田委員、議事録の署名をお願いします。 それでは、議事に入ります。 資料からの諮問に基づき、諮問事項 1 「平成 29 年度和光市介護保険事業の決算等について」を、事務局から説明をお願いします。
堀江統括主査	『平成 29 年度和光市介護保険事業の決算等について』説明させていただきます。 資料 No. 1、No. 2、No. 3 を用いてご説明いたします。 平成 29 年度は、平成 27 年度から 29 年度までの第 6 期介護保険事業計画の最終年にあたります。この 3 ヶ年の事業運営状況についても総括的に触れさせていただきながらお話しをすすめさせていただきたいと思います。 まずは、資料 No. 3 介護保険事業状況報告をご覧ください。 「歳出」から説明させていただきます。総務費として、保険料の賦課徴収や介護認定審査会、地域包括支援センターの委託料で 1 億 9,092 万 1,626 円となっております。 保険給付費として、介護保険サービス費、地域密着型サービス費、

施設介護サービス費などのサービス諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、市町村特別給付費などが含まれております。保険給付費は歳出全体の 82.6%を占めており、28 億 6,295 万 6,421 円となっております。市町村特別給付費については、和光市が独自に給付している紙おむつ、送迎サービス、食の自立・栄養改善サービスがあり、6,045 万 7,333 円です。

地域支援事業費として、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業併せて 1 億 2,943 万 5,722 円、包括的支援事業・任意事業で権利擁護事業、認知症初期集中支援事業、地域ケア会議事業等を実施し 3,502 万 6,235 円となっております。

平成 27 年度から 3 年間のモデル事業として実施していた、低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業については、510 万 7,000 円となっております。この事業については今年度より地域支援事業の任意事業として実施しております。

保健福祉事業として、極楽湯や川越の湯遊ランドの利用助成を実施し、1,499 万 228 円となっております。

基金積立金は、介護給付費準備基金の積立金として、7,737 万円となっております。

諸支出金のうち他会計繰出金について、一般会計への繰出金として、936 万 422 円となっており、その他については、介護保険料還付金、国や県への返還金等として、1 億 4,175 万 541 円となります。

歳出の合計として、34 億 6,691 万 8,195 円になります。

続いて、「歳入」について説明させていただきます。

保険料として、特別徴収・普通徴収・滞納繰越分を併せて 7 億 7,926 万 9,080 円となっております。

国庫支出金、支払基金交付金、都道府県支出金は歳出の保険給付費、地域支援事業費に充当されるもので、国庫支出金は 6 億 2,958 万 51 円、支払基金交付金は 8 億 8,694 万 3,892 円、都道府県支出金は 4 億 3,125 万 1,290 円となっております。

財産収入として、介護給付費準備基金の運用利子で 15 万 7,287 円となっております。

繰入金として、介護給付費に係る一般会計繰入金として歳出の介護給付費に充当するもので 3 億 6,750 万 4,000 円となっており、

介護給付費準備基金繰入金については、介護保険準備基金の取り崩しの額として 1 億 1,586 万 3,000 円となります。

繰越金については、平成 28 年度からの繰越金として 1 億 307 万

5,059 円となっております。

歳入の合計として、35 億 6,246 万 2,235 円となり、歳入及び歳出の差引額は、9,554 万 4,040 円となります。

歳入歳出のこの差し引き額から、後ほど説明いたします、清算の補正をいたしまして、平成 29 年度の最終的な介護給付費準備基金保有額については、1 億 3,328 万 2 千円となります。第 5 期最終年度の平成 26 年度末の基金保有額が 1 億 2,863 万 1 千円でありましたので、結果的に第 6 期期間中に大きく基金を取り崩すことなく、全体として安定した介護保険の運営を行うことができていると考えております。これも一重に運営協議会の皆様をはじめ、市民の皆様のご協力のおかげと心から感謝いたしております。

2 ページ以降は各科目を詳細に表したものととなりますので、後程目を通していただければと思います。

また、一番最後についております A3 横の資料につきましては、この後説明します補正予算で使用します。

続いて、資料 No.2 介護保険事業の状況をご覧ください。

まず、1 ページ被保険者数についてです。平成 29 年 4 月では 14,412 人、平成 30 年 3 月には 14,699 人で、伸び率は 1.02 となっております。特に、前期高齢者よりも後期高齢者の伸びが 1.04 と大きくなっております。

高齢化率についても平成 29 年 4 月では 17.67%、平成 30 年 3 月には 17.96%となっております微増しております。高齢者世帯数においては、平成 30 年 3 月と平成 4 年の状況と比べますと、約 3.7 倍増加しており、被保険者数についても同様に比較すると約 3.7 倍増加しております。

これから急速に高齢化はさらに加速すると思われるので、高齢者の健康維持のための施策や、地域包括ケアをより推進していくことが求められております。

2 ページ目は要介護認定者の推移とサービス利用状況となっております、3～9 ページは、被保険者の状況、認定者数の状況等をグラフ化したもの、12～22 ページは、介護給付費の支払状況を示したのになっております。23～25 ページについては、居宅・介護予防サービスの種類別利用状況を示したのになっております。

26 ページでは、居宅サービス、地域密着サービス及び施設サービスの利用割合を示しており、居宅介護サービスと介護予防サービス

を合わせて 29,343 件、79.78%となっており、地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービスは合わせて 4,546 件、12.36%となります。居宅サービスと地域密着型サービスを合計すると 33,889 件で全体の 90%を超えております。

この結果、在宅介護を推進するためのマネジメント効果が表れていると考えております。

27 ページについては、26 ページの件数に対する費用額の割合が示されており、居宅介護サービスと介護予防サービスを合わせて 10 億 4,770 万 6,366 円、37.38%となっており、地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービスは合わせて 9 億 1,386 万 2,714 円、31.24%となっております。

29 ページについては、それぞれのサービスにおける 1 人あたりの利用額の比較になっております。施設サービスは件数割合で見ると、7.86%と他のサービスよりも少ない割合ですが、総費用額で見ると 31.38%と割合が全体の 3 分 1 以上となっており、これは一人当たりの費用額が 31 万 5,071 円と高額であるためです。

これらの結果から分かるように、住み慣れた自宅等で住み続けることを目的とした地域包括ケアの推進は、高齢者の生活の質の向上のみならず、財政面においても非常に効果が高いと考えております。

続いて、資料 No.1 和光市介護保険主要な施策の成果をご覧ください。

こちらは、具体的な事業の内容についてまとめたものです。

1 ページ目をご覧ください。上段の表は認定調査及び主治医意見書の依頼状況です。下段の表は、地域包括支援センターによって作成された介護予防サービス支援計画の件数とプラン終了後に改善・維持・悪化のどの状態になったかについて、状態別の件数と割合を示した表になっております。改善率は 42.8%、維持率 40.2%となっております。全体の 80%以上が改善若しくは維持となっております。また、2 ページ目上段の表の総合事業対象者の状況を見ると、総合事業対象者から一般高齢者へ移行及び基本チェックリストの合計ポイントが減少した改善者の数は 85 名で、改善率は 63.9%となっております。これらの結果は、和光市で徹底して行っている自立支援型ケアマネジメントにより改善の効果が得られていることを示すデータとなっております。

下段の表以降は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況についての一覧を掲載しております。

	また、本日お配りしました追加資料では、被保険者の状況や要介護認定者、要介護認定申請者の数の推移を掲載しております。 以上で『平成 29 年度和光市介護保険事業の決算等について』の説明を終わらせていただきます。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
新井委員	地域支援事業費の中で介護予防・生活支援サービス事業が増加していますが、なぜですか？
堀江統括主査	介護予防・生活支援サービス事業の中で委託料が大きく増えています。これは、平成 29 年 7 月に南エリアに「まちかどピテクス和光」を開所したことによるものです。ピテクス和光は、介護予防拠点として地域包括ケアシステム的一端を担うものとして整備されたもので、高齢者の自立支援への取り組みを強化しています。 今後も介護予防拠点開設を予定しており、より一層、総合事業による介護予防の強化を図っていく予定となっています。
雲崎委員	地域密着型サービスが大きく増加していますが、要因はあるのでしょうか？
堀江統括主査	資料 No. 2 の 19 ページをご覧ください。 最下段の地域密着型サービスの中で定期巡回・随時対応型訪問介護・看護の件数が 88 件から 131 件に増加しています。 これは、平成 29 年 2 月にイリーゼ和光、平成 29 年 3 月にエースケアセンター和光の指定を行ったことに伴い、利用件数が大きく伸びたことによるものです。
菅野会長	歳入が多くなり返還が多くなった場合、国・県負担金などに影響はないのでしょうか。

堀江統括主査	現状、返還が多すぎるわけではないので、特に影響はありません。
菅野会長	和光市の場合、高齢化率の上昇だけでなく、人口も増える見込みのため高齢者の実数も増えることとなります。施設サービスについても、個々人の事情を考慮した上で上手く利用してもらえればと思います。
大西委員	施設への助成金というものはあるのでしょうか。
堀江統括主査	和光市として施設への補助金を出すといったものではありません。施設サービス費にかかった金額を国が均一の負担割合で負担をする仕組みとなっております。補正予算の部分で触れたいと思います。菅野会長からもお話しがありましたが、必要な方には施設サービスも利用していただき、生活の質をしっかりと高めていただければと考えております。
菅野会長	それでは採決を行います。 諮問事項 1 「平成 29 年度和光市介護保険事業の決算等について」を原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)
菅野会長	それでは、次に進みます。 諮問事項 2 「平成 30 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について」を事務局から説明をお願いします。
松田主事	それでは、補正内容についてご説明いたします。 補正の概要をまとめた資料 No. 4-1 「平成 29 年度介護保険特別会計 9 月補正予算要旨」をご覧ください。 今回の歳出の補正内容は、主に平成 29 年度事業実績に伴う精算に関する補正です。 精算とは、事業を実施するためにあらかじめ貰っていた国や県な

どからの交付金を、実際に使った決算額に基づいて、貰いすぎた分は返し、不足していた分は貰う行為です。昨年度の実績に基づき、今年度の予算の中で返したり貰ったりするのが、今回の補正予算です。その内容が、1 ページ部分となります。

それでは、資料№.3 の最後に付いております表（平成 30 年度介護給付費負担金等精算見込（29 年度実績）をご覧ください。資料の上から 2 つめの表《1》（「平成 30 年度介護給付費法定負担分精算（29 年度実績）」）をご覧ください。

精算については、「保険給付費」と「地域支援事業費」の 2 事業に対する負担金・交付金の返還や追加交付があります。

まず「保険給付費」について説明しますので、①をご覧ください。

①には 29 年度の保険給付費の合計額が示しており、施設サービス分は、10 億 17 万 9 千 927 円、居宅・地域密着サービス分は、この表では「その他分」となっておりますが、18 億 1,126 万 1,933 円、保険給付費は、総額で 28 億 1,144 万 1,860 円となりました。

次に②をご覧ください。

こちらに法定負担割合が記載されていますが、その右に国庫負担金では施設分が 15%、その他分が 20%と記載されており、更に右に同じく県・一般繰入などが続いています。

先程の①の支出額に、②の法定負担割合を掛けたものが実際に貰うべき交付金の額となり、これに対して貰いすぎている場合は返還（歳出補正）となり、不足している場合は追加交付（歳入補正）となります。それが③に記載されている額です。

③の欄を見ていただきますと、左から国庫負担金では 2,050 万 3,776 円の返還、県負担金では 364 万 8,537 円の返還、市の負担分を指す一般繰入では 1,607 万 3,769 円の返還、2 号保険料分である支払基金交付金では 83 万 7,721 円の追加交付となりました。

次に「地域支援事業費」について説明いたします。上から 3 つ目の表《2》（「平成 30 年度地域支援事業支援交付金法定負担分精算（29 年度実績）」）をご覧ください。

「保険給付費」と同様に、④の 29 年度の総支出額に⑤の割合を掛け、実際の交付額に対して⑥の補正額を記載しています。

⑥の欄では、左から国庫負担金では 450 万 6,526 円の返還、県負担金では 252 万 1,946 円の返還、一般繰入では 252 万 2,421 円の返

還、支払基金交付金では 192 万 6,002 円の追加交付となりました。

国・県への返還額の総額は 3,132 万 4,785 円、追加交付額は 276 万 3,723 円となります。

また、一般会計への返還は⑦欄一般繰入（市負担分）から⑧低所得者軽減負担金の追加交付額を差し引いた 1,727 万 2,450 円となります。

では先程の資料No.4-1 にお戻りいただき、裏面 2 ページの歳入の欄をご覧ください。

先程ご説明した追加交付となった支払基金交付金は、こちらに「介護給付費（過年度）」83 万 8 千円と「地域支援事業費支援交付金（過年度）」192 万 6 千円として記載されています。

これらを追加で貰えるものとして歳入予算に計上し、貰った後に介護給付費準備基金へ積み立てます。

次の低所得者軽減負担金繰入金は、市繰入額の増額補正で 132 万 3 千円を計上しています。

その次に記載されているその他繰越金では、決算の説明でもありましたが、平成 29 年度の歳入決算額から歳出決算額を引いて残った金額を 9 千 277 万 7 千円計上しています。これが平成 29 年度の黒字部分です。

次の低所得者軽減負担金繰入金は、平成 30 年度当初予算の市繰入分の増額補正で 34 万 2 千円を計上しています。

最後に、一番下の事務費繰入金では介護保険システム改修事業による増額補正に伴い、一般会計からの事務費繰入金を増額しています。事業費の増額分と同額の 5 万 4 千円を計上しています。

以上により、歳入・歳出それぞれの補正合計額は、9 千 726 万円となっています。

資料No.4 の 3 ページをご覧ください。

こちらが今回の補正の内容を総合的に示しており、

平成 30 年度 9 月補正予算に係る財源充当内訳となっております。どの収入をどの支出に充てるかを表にしたものです。

次の 4 ページをご覧ください。

こちらは介護給付費準備基金の積立及び取崩の状況ですが、平成

	29年度末現在高で1億3,328万2千円となっております。 30年度当初と今回の9月補正の分を合わせた積立て予定額は4,861万円となり、現時点での平成30年度末の基金の残高は1億4,539万4千円となる見込みです。 平成30年度和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）の説明は以上となります。
菅野会長	返還を見越して事業費を増やすことはできないのでしょうか。
齋藤課長	当初の事業の計画及び当初予算に合わせて国・県の負担金は交付され、実績額に応じて精算されるため、年度中に事業費を増額するといったことは行っていません。
大西委員	返還と追加交付どちらの市町村が多く、どちらが国から評価されるのでしょうか。
齋藤課長	市町村それぞれによって異なるものになります。どちらが評価されるというものではございません。
	なお、さきほど歳入から歳出を除いた額を諮問事項1では9,554万4,040円、諮問事項2では9,277万7,000円と説明しましたが、これは276万6,000円の繰越明許費が含まれていないためです。黒字部分は9,277万7,000円です。
森田委員	介護予防ケアマネジメントの改善率で総合事業対象者から一般高齢者へ移行した割合が6割となっているが、これは具体的にどういうことか。
菅野会長	要支援や廃用性症候群などの軽度の方の改善ということではないでしょうか。
堀江統括主査	脳卒中などで麻痺が残ってしまった方、認知症の方などで劇的な改

	善がみられたということではなく、菅野会長も廃用性症候群とおっしゃっていただきましたが、入院などでしばらく動かなくなることで足が動かなくなる。だから外出しない、そしてますます体力が低下し、食欲がなくなり痩せてくる、といった悪循環が生まれます。そこでそのような軽度の方々に行政が介入し、体操などで体を動かしていただいたり、栄養指導を行い適切な栄養を摂ることによって改善をしたということになります。 特にこの6割方については総合事業対象者で、まだ要支援認定までいかないほど軽度の方となります。総合事業対象者は基本チェックリストを受けるのですがその質問項目が改善したということになります。やはり高齢になると元気になってもまた元に戻ってしまい、いったりきたりすることがあると考えております。
深野委員	質問ではなく意見ですが、障害者が65歳を超えた場合、介護サービスを利用することとなっていますが、デイサービスをそのまま障害福祉サービスで受けることができる法令も出てきています。和光市では包括ケアを行っているため、障害者も含めて今後を考えていただきたいと思います。
菅野会長	他になにもなければ、採決を行います。 諮問事項2「平成30年度和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）について」を、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。 （異議なし） その他、事務局から何かありますか。ありましたらお願いします。
齋藤課長	連日の猛暑により高齢者の熱中症、脱水症状が心配な状況となっていますので、包括支援センターの職員が訪問をしたり、まちかど健康相談室や地域支援事業者の方に熱中症予防のチラシを配布していただいております。
菅野会長	それでは、これで平成30年度第2回和光市介護保険運営協議会を開会させていただきます。どうもありがとうございました。

《 閉 会 》

議事録署名人

印

印